

第十六部

(五七六)

第一回 参議院財政及び金融委員会會議録第四十二号

付託事件

○酒類配給公團法案(内閣提出)

○物價引下運動促進に関する陳情(第九号)

○製塩事業保持対策樹立に関する陳情(第十九号)

○織物の價格改訂に関する陳情(第二十八号)

○少額貯金及び各種團體預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)

○インフレ防止に関する陳情(第七十一号)

○電氣税復活反対に関する請願(第四十三号)

○會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○低物價政策上官営事業料金の値上げ反対に関する陳情(第九十号)

○適合軍兵舎並びに宿舍建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一号)

○賠償税の新設に関する請願(第四百十八号)

○中古衣類の公定價格を廢止することに関する請願(第四百三十八号)

○企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第四百四十号)

○中古衣類の公定價格制度を廢止することに関する陳情(第二百三十三号)

○會計検査院法制定に関する請願(第二百二二号)

○失業保險特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

○非戦災者特別税に関する陳情(第三百三十一号)

○政令第七十四号中憲法違反の條項に関する請願(第二百五十七号)

○自給製塩制度存続に関する請願(第二百九十一号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とすることに關する陳情(第三百八十一号)

○庶民銀行設立促進に関する陳情(第三百九十一号)

○通貨発行審議會法案(内閣送付)

○經濟力集中排除法案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税免稅点の引上げ等に関する請願(第三百二十八号)

○今次日立鉾山地区の水害復旧特別融資等に関する陳情(第四百二十二号)

○金屬鉾山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに關する陳情(第四百十五号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税の課税外とすることに關する陳情(第四百十八号)

○企業整備に関する陳情(第四百十九号)

○自給製塩制度存続に関する陳情(第四百二十九号)

○旧軍用施設並びに敷地の無償交付に関する請願(第三百五十一号)

○生業資金貸付に関する請願(第三百六十二号)

○庶民金融機構の確立に関する請願(第三百七十二号)

○木材業者の水害復旧費に対する融資並びに國庫補助に関する請願(第三百八十号)

○天日製塩実施に関する陳情(第四百六十二号)

○經濟力集中排除法案に関する陳情(第四百八十一号)

○自給製塩制度存続に関する陳情(第四百九十二号)

○竹材加工業に関する陳情(第五百八十五号)

○北海道に在動する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案(内閣送付)

○財閥同族支配力排除法案(内閣送付)

○食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○關稅法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○食糧の輸入税に免除する法律案(内閣送付)

○慈善事業團體のため臨時資金調整法及び相続税法等を改正することに關する請願(第五百四十一号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とすることに關する陳情(第五百九十四号)

○企業再建整備法の改正に関する陳情(第五百六号)

○物品税免稅点の引上げ等に関する陳情(第五百十三号)

○企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○物納せる耕地の公租公課に関する請願(第四百六十八号)

○所得稅法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○非戦災者特別稅法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租稅の減免徴收猶予等に関する法律を改正する法律案(内閣送付)

○印紙等模造取締法案(内閣送付)

○持株會社整理委員會令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○接收家屋の地租家屋稅等に関する請願(第五百八号)

○經濟力集中排除法案より電氣事業を除外することに關する請願(第五百三十六号)

○政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案(内閣送付)

○財政法第三條の規定の特例に関する法律案(内閣送付)

○薪炭需給特別會計の廢止に関する陳情(第五百九十七号)

○北海道留萌支廳管内の旧御料林拂下げに関する陳情(第六百二二号)

昭和二十二年十一月二十八日(金曜日)午前十一時三十分開會

本日の會議に付した事件

○所得稅法の一部を改正する等の法律案

○非戦災者特別法案

○失業保險特別會計法案

○委員長(黒田愛雄) それでは只今より委員會を開會いたします。本日は所得稅法の一部を改正する等の法律案

並びに非戦災者特別稅法案を先ず議題にいたします。前回に引續き御質問をお願いしたいと思います。

○中西功 沢山あるのですが、一つの問題は、給與所得稅と、それからその他の所得稅、例えば地主の山林所有から来る利益に對してかかる税金並びに事業所得稅、この三つを收入三万円として大体どの程度運うか、それを數字を少し示して欲しいと思います。

その次に、大體國民所得が安本の表で九千億、或いは正確にいうと九千億と少いですが、九千億ということになつておる。これが即ち國民所得になつておる。この所得に若し平均の所得の課税をかけたら一体どうなるかという事なんです。若し平均して四割五分というふうな率を引用するとすれば、ここからは千四百億を超える税金が取れて来るはずなんです。ところが實際において所得稅は、それ程取れていないわけなんです。その關係は一体どうなんでしょうか。

○政府委員(前尾繁三郎) 九千億の所得の算定は、生産されたものとか、そういうようなものが基礎になつて計算されておるのであります。我々の方の課稅所得というのは、實際に幾らこれを机上で作りましたか、到底取り得ないものまで予算に計上するといふようなことは勿論できません。従いましてその間に或いは一千億とか二千億くらいの食い違いは常にあるのであります。今回はまだ計算をいたしてございせん。当初予算の時に確か一千億くら

いの食い違いがあると思つたのであります。併し結局におきまして九千億なり九千億が全部それに対して直接税で捕提するということは困難であります。従ひまして間接税等によつて捕提して、そして取つて行けば、現在千三百億、それからそれに専賣收入等を入れまして大体二割が取られるということになるわけでありまして、直接税一本、いわゆる単税制度で取るということとは、これはもう如何なる國においても不可能であつて、従つて間接税なりその他の直接的な補完税というふうなことで捕提して行くというのが複税制度の根本趣旨であり又止むを得ないところでもあります。國民所得に対する税負担の比率ということは常に税額を總体として考え願ひよりいたし方ないというふうな考へておるのであります。

○中國功署 そこが問題なわけですが。政府委員の説明でも一千億四くらの差はあるだろうというふうな話ですが、だから今の所得税の税率で以て而も所得を確実に捕提して行けば、それだけで一千四百億を超える、もつと多いと思ひます税金が實際出るはずなんです。若し安本の九千億という國民所得の大体の標準が、それが不確定である。頼りにならんということであれば、これはもう何をか言わんや、政府自身が嘘を言つておるといふことは明瞭なんです。併しそれが一應標準として採用されるとすれば、とにかくその課税率と、それから實際に取れると見越してある政府の見込みとの間には、それ程の差があるわけです。ですからさつき言われたように差があるのは、その他の間接税、或いは補完税によつ

て取るというふうな体制が出てくるわけですから。だからここに政府自身が所得税を取るといふときに本當に正確に所得を捕提するといふ努力が明らかにもう放棄されてゐる。最初から放棄されておるといふことは極めて明瞭で、而もそれが百億、二百億の差ならまだいいと思ひますが、その所得額に倍するような、一千億というふうなものが、とにかくはつきりというふうに見逃されておるといふことになるわけなんです。だから政府のこの財政方針、徴税方針自体の中に大きな穴があるといふことを、これはよく示しておるので、で、こういうふうな結果が、結局どういふことになるかといへば、これはもういうまでもなく小さいものが非常にいじめつけられる。その税率によつて非常にいじめつけられるというところ、而も大きなものが簡単に逃げて行くといふことは、これは明瞭な話なんです。この税率を調へれば非常に下げて、結局所得を十分に捕提すれば、それだけの所期の目的は達せられるといふことを、この数字が非常によく示しておると思ふ。

それで序でに、関連してもう一つ質問いたしますが、これは公聴会の際の、税務官吏の石川榮一氏が言つておることでもあります。これは基礎控除を一万円にしても、一つ税金は減じないといふ意見なんです。そのときの説明に、現在の課税技術上税務署では税額から逆算して所得を算出する方法をとつておる。これが事実かどうか。こういうやり方をしておるのが事実かどうかといふことを先ず聞きたいのですが、即ち税額から、あそこからなん

ぼ取るやうな税額をさきに決めておいて、そして税率を今度は逆算して所得はいくらにするといふふうなのが、あれが支配的になつておる。こういう税率が正しいかどうか、或いは実際、この人は實際こう言つておるわけですが、先ずそれを聞きたいと思ひます。

○政府委員(前尾三郎君) 第一段の先程の復税によつて、捕提するのだといふことは、決して所得税によつてこれを徹底させるといふことを放棄してゐるわけでは勿論ありません。併し事實上不可能だといふことの場合に、その他の税で補完するといふことは、これは世界各國どこでもやらざるを得ないことであります。又お説のように大きな所得が脱税するといふばかりではありません。これは小さい所得も非常に小さいために捕提できないといふものは多々あるわけです。決してこれは大い所得が脱税するといふやうなことで毛頭ありません。我々としても大きな所得に対して目をつけてやるというところについては非常に努力は拂つておるところなんです。決して我々は意識的に見逃すといふやうなことは決していたしておりません。

それから第二段の税額から逆算して所得を決める、そういうことは絶対にやつておりません。少くとも一般的な方針としてそういうことは絶対にやつておりません。併し納税者の方は結局税額の負担といふことが、主になつておりますから、いろ／＼審査の請求なんか出ました場合に、どれくらい税金を拂ふのか何とないやうな話合をやることは、間々ないとは申上げられませんが、決して税額で逆算して

所得を決める、これはもう勿論煩にも堪えませんが、そういうことは、一般的にやつておるといふ事実はありません。

○中國功署 私はその主税局長の答弁がおかしいと思つたので納税したしません。實際に我々が沢山の税務官吏から話を聴いたり、石川君の公述だけでなく、皆さう言つております。大体これぐらいの税金は取らなければいけない。この税金を取らなければいけないといふれば、例えばこれは二つの場合があるわけです。若しあの人の所得が十万円だとすると、それを今の所得税率で算定すると、あの人は食へなくなつてしまふ。だからもう少し税金を下げて、このくらの所得にして置こうといふやうな算出をやる、こういう手心を加える算出の立て方もあります。或いは又別の場合においては、大体さつき言われたやうな、組合というやうな所に話つて、大体これぐらいにしようといふことにして、それから所得を割出す場合もあるわけです。これが現実なんです。方針として取つておるか、取つていないかといふことは、これには口ではそういうことをしるという法令は出ていない。指令は出ていないかも知れませんが、實際にそうなることは事実です。なぜこの率自体に矛盾があるからやうなわけです。本當に正確に捕提したら中小商工業者は食へないことになつております。ですから手心を加えるといふことが起つて来るのです。實際の問題はそういうやうな指令を出してあるか否か。或文で書いて出しているか否かではない。これが現実なんです。こ

の現実を尙政府即ち主税局長としてこれを否定するのだから。はつきり言つて貰ひたい。

○政府委員(前尾三郎君) 現実としても一々その人が税負担が幾らになるかといふことで所得を決めたら、逆も傾に堪へないのでもないので、従ひまして全般的にそういうことをやつておるといふことは決して事実上もございせん。

○中國功署 今度の年末或いは來年の三月四月という時期に、実は非常に沢山の税金がかつて来る。その時期に取らなければいけない。ところが今までの実績においても、政府はつきり言つておるやうに、所得税、特に源泉課税を除いたものは、謂わば私の報告を受けた範圍では、聞いた範圍では、二十八億とか、そういう数字だと思ひます。源泉課税が、現実の実績が、現実の収入が五十三億、今まではと言ひますと八月九月、九月末頃の数字だろと思ひますが、それが二十八億、それは政府から受けた数字で、こういう実績なんです。六百億に近いものを今度十二月或いは三月に取らなければいけない。そういうときに、今までの申告が今は非常に少い。これはもう政府自身が認める。今度更正決定と稱して膨大な税を課けて行く。政府自身が決定して行くわけなんです。その決定の仕方が問題であると思ひます。例えばこれが現実の例であります。浅草の税務署管区では、増加税のときに二億四億ほど出すは出せた。今度七億の十四億四億ぐらゐ出さなければいけないといふ檢定をして、上から決めて、そして大体振り割つておるといふことをこれは現に私は聞いております。

さつき言われたように差があるのは、
その他の間接税、或いは補完税によつ
どうかという点を先ず聞きたいので
すが、即ち税額から、あそこらなん
合をやることは、聞かないとは申し上げ
られませんが、決して税額で逆算して
か。成文で書いて出しているかない
ではない。これが現実なんです。こ
うして大体振り割つておるといふこ
とをこれは現に私は聞いております。

ですから現実の問題として今後申告制
度が破算した。そして更正決定をし
てやつて行かなければいけないとい
うときに、結局それ以上から天降りの
に決定する以外に手はないということ
になると思うのです。そうならば結局
さつき言われたようなことに現実にな
つて行かなければならぬと思つてい
ます。今後この十二月末、或いは三月、
四月において政府はこの龐大な所得税
その他の税金を取る場合に、それじや
実際どんなふうにするのか、それをお
聞きしたいと思つてます。

○政府委員(前尾三郎) 只今の
話は判当で前年の何倍を取らなくちや
ならぬというふうな式な判当をやると
いうようなお話であります。判当を
やるという事実はないのであります。
唯例えはその業種の状況によりまし
て、恐らくどの程度になるだろうとい
うことを予想しなければ予算は立たな
いのであります。従つて或る程度のこ
ういうふうな額になるであろうとい
うようなことは、指示し、又財務
局といったしましては地方的に強弱が
あるということではいけませんので、
いろいろ業種等におきまして足並を揃
えるというふうなことは勿論やつてお
ります。併しそれは決して判当とい
うようなことではありません。理窟が
あれば当然減つて参りますものもあり
ます。又どういふふうにして更正決定
をやるかということにつきましては、こ
れは全部一々その家へ行つて帳簿を調
査するというわけには参りません。こ
の更正決定を要する範囲が非常に少
い場合は別であります。こゝろいふ
に多くの人が殆んど実際の所得を申告

してないといふ場合になりますと
從來やつておりますようなその家の業
種毎に或いはその家の状況毎にいろ
んな順位なり、又は我々は権衡調査と
申しておりますが、いろ／＼な権衡を
見て、特に又大きな所得者に対しては、
その家へ行つて調査をするといふよう
な從來のような方法を取らざるを得な
いといふふうになると思つてます。

○中田功 從來のような方法を取
らざるを得ないといふその從來の方法
といふのははつきりしないわけではな
いから私はさつきから、從來の方法を
いろ／＼聞いておるわけですが、今度
の實際問題としてとにかく一時にべら
ぼうな税金がかかつて来るわけではな
ら、その場合に税務署において或る額
を決定して、そしてそれを強行する
所存なのか、それともこれが決定額が
妥当であるか否かといふことを、何か
大衆に聴く民主的な方法を取る具体的
な措置があるのかどうか、いふ点な
んです。

○政府委員(前尾三郎) 御承知の
ように所得調査委員会というのが、本
年四月に廃止になつたのであります。
その趣旨は申告納税というように民主
化されたのであります。併し現在のよ
うに多くの更正決定をやらなくちやな
らんといふような場合におきましては、
その業種々々等に通過しておられ
る人に協力をして頂きますして、いろ
ろその意見も、課税する團體に對して
一應團體の意見も聴いてみるというよ
うな方法を採用するわけでありませ
う。○中田功 現実の問題として、大
きい所は別として、五万円とか十万円
とか、小さい所で非常に沢山の金額が
起る。これはもう当然起る。そ

うきに、大衆の間から税金をまける
という要求がど／＼起つて来ます。こ
れはもう來年になれば非常に大きく沢
山起つて来ます。起つて来たときに、
政府は一方において罰則を強化する
といふことを非常に強調しておるの
であります。或いは又大蔵大臣も、或
るときには強力な手段を用いるとい
ふことも言つておられます。そ

ういふことでは、税務当局としては、そ
ういふ事件に對してどういふ態度を執
るかといふことですね。それに対して勿
論答へとして正當なものはまけると言
ひましようが、現実の問題としてこれ
はもう非常に沢山起つて来る。非常に
大衆的な運動になると思ふ。そ

うきに僕の非常に懸念するのは、罰則
の強化とか、或いは強硬の手段、いろ
いろの手をもつてこれを抑圧する。確
か政府はそれをすると思ふ。そ

うに、政府としてはそれを強行して取
る場合にはどんな処置をとるのであ
りますか。

○政府委員(前尾三郎) 現在滞納
に對しまして、國稅徵收法によつて滞
納処分差押えをやつて競賣をするとい
う方式があるわけでありませう。併しそ
の滞納処分につきましては、實際にそ
うの人が、例へば、儲けてもそれを消費
してしまつたといふような場合におき
ましては強行にやるべきであります。
又非常に氣の毒な事情があるといふ場
合には、それを幾分の手心を加えて、
直ちに競賣処分をするといふようなこ
とをしないといふようなことは、行政
の運営として円滑にやつて行くべき問
題だと思つてます。

○委員(黒田英雄) 文化委員長か
ら、今回の税の改正について質問があ
ります。この際お許しいた
します。

○委員外議員(山本義雄) 只今發言
のお許しを頂いて有難うございませう。
この委員会として順序があるだうと思
ひますので、突然私が飛込みまして、
外のことを申し上げますことは非常に
恐縮に存するのでありますが、私の方

の文化委員会にこの演能会観覧税免除
に関する諸願といふのが寶生九郎とい
う人から出ております。それから映画
入場税軽減に関する諸願といふのが山
崎修一という人から出ておるのであり
ます。私の方の委員会いたしました
はここににおいでになる主税局長に來て
頂きまして、それらの問題につきまし
ては、すでに十分質問をいたしてあり
ます。従いまして今日は私としては質
問を申し上げるというよりも、我々の方
の委員会におきましていろ／＼審議
いたしましたことにつきましては、決議
をいたしたいといふような人もあつた
のであります。私の方の委員会の決
議をいたしまして、又こちらを導うよ
うなことになるかと、いろ／＼面倒
もあると存じましたので、決議の形に
いたしませんので、私が出て参りまし
て、私の委員会の空気を上げまして皆
さんの御考慮を煩わしたいと、かように
存じまして、ちよつと發言を許して頂
きたいと思つております。できるだ
け極く簡単に申し上げたいと存じます。

一体文化國家といふことがしきりに
叫ばれておまして、文化の方のこと
につきましては政府としては、むしろ
保護してくれていいのじやないかと我
々は考へるのでありますが、とにかく
敗戦のために保護どころか、むしろ圧
迫されておるかのやうな感があるの
であります。殊に演能会のお能の方の問
題、演能会は今まで税がとられてお
らなかつたのが、今度とられるよ
うになるといふので、宝生さん辺りが大
切困つておるやうであります。

一方の映画の入場税といふ問題は皆
さん御承知のやうなわけで、從來の十
割のものが十五割になつたといふの

で、非常にこれも國民として問題にしておるようであります。映画とか能とか、直接あれにはなつておらんかも知れませんが、併しながら、國民に非常な關係を持つておるところの新聞であるとか雑誌であるとか、ラジオであるとか、これらのものは前から税がございせん。これは結構なことだと思ふのであります。ところが映画のやうなものは、例えばニュース映画などは相當に新聞雑誌等と性質が近いものであります。こゝういふものにも十五割の税がかかるということは、どういふことでございましょうか。その點暫らくおくといたしまして、例えば美術品のやうな場合、これは相當金のある人でなくては買えないものであります。その方の税は二割で、或いは毛皮のやうなものは、高級な生活をする人でなければ殆んど着られないと思ふのであります。こゝういふものは八割というのに、映画のやうなものは大衆が見るので、千八百円ペースの人がなければ金をはたいても、自分の一日の暇を得たいというので出て行くのが十五割だといふのでは、非常に税が公平になつていないじやないか。美術品のやうなものはなか／＼税が取りにくいと、併しながら映画のやうなものは取りにくいので、取りいの方から取るが、取りにくいものはそのまゝにしておくと、どうも不公平なことがあります。どうも僕は今後の税の上から見まして、正直者が馬鹿を見ないという思想が出て来やしないか。そうしますと税金全体のみならず、國民の思想の上にも大きな影響を及ぼすと考えられますので、私どもの立場といたしましては、もう直ぐにこれを撤廃しろとい

うような窮乏なことを申し上げなくて、又何いますと来月の一日からこれを実施する。従つてこれは今日にも何か御採決になるやに伺つておりますので、こゝで余り無理なことを私の方として申上げるのではありませんけれども、こゝういふ税の不公平があることは非常に歎かわしいこととございますから、來年度の予算の場合におきましては、それらの点についてこの委員会として十分御考慮を願ひたい。且又政府においてもその点について十分御考慮を願ひたい。それだけを申上げておきたいと思ひます。

〇政府委員(前尾繁三郎君) 入場税の五割の引上げは、我々決して好んでやつておるわけでもございせん。併し現在御承知のように今回の増税にいたしましても、可なり無理をいたして増税をやつておるのであります。殊に酒とか入場税といふやうな、何と申しますか、生活必需品でない面について、耐乏生活から或る程度の負担をして貰うといふことは、止むを得ないと思ふのであります。又現在入場料が十円といたしましても、二十五円になるわけでありまして、二十五円といふことであります。現在他いろいろ／＼な物價からいいたしましても、止むを得ないといふふうに考へておる次第でござい

〇委員(黒田英雄君) 連記を始め……公述人は勿論証人ではないのですから、各自の意見を言うのも……どうも述べておるのだと思ひますが、先ず初めこの問題でもありますし、もう少し速記を調べて、又これに対してはどういう処置をするものかというやうなことは、少し考究したいと思ひますが、如何でしょうか。

〇政府委員(前尾繁三郎君) 入場税の五割の引上げは、我々決して好んでやつておるわけでもございせん。併し現在御承知のように今回の増税にいたしましても、可なり無理をいたして増税をやつておるのであります。殊に酒とか入場税といふやうな、何と申しますか、生活必需品でない面について、耐乏生活から或る程度の負担をして貰うといふことは、止むを得ないと思ふのであります。又現在入場料が十円といたしましても、二十五円になるわけでありまして、二十五円といふことであります。現在他いろいろ／＼な物價からいいたしましても、止むを得ないといふふうに考へておる次第でござい

〇委員(黒田英雄君) 会期切迫の際の財政金融委員会の公聴会で、税務官吏の石川栄一君が公述された事実、即ち現在の課税技術上、税務署では税額から逆算した所得算出方法を執つておるといふことが書かれておる。これは公述人のお話では、謂はば実情だ。これが実情である。これは全部こゝやつておるといふ意味ではありせん。これは大体の実情がこゝうなんであるといふお話であります。それを主税局長に聞いたたら、こゝういふことは絶対にない

〇政府委員(前尾繁三郎君) 私としては先程申し上げたことは、決して偽りを言つておるわけではありせん。それから先程の税負担であります。三万円所得の場合に、給與所得につきましては、扶養家族のない場合におきまして四千三百円、扶養家族三人の場合に二千五百九十円、山林所得は、扶養家族のない場合は二千五百円、扶養家族が三人ある場合は六千五百円、それから事業所得におきましては、扶養家族のない場合には六千五百七十円、扶養家族三人の場合には五千三百三十円……ちよつと御注意申上げて置きますが、山林所得といふのは永年の所得の累積でありますので、一時にそれが出るという場合からしまして、課税標準は半額で綜合するといふ行き方をいたしております。従つてこの中では山林所得が一番税負担が安いことになつて

〇委員(黒田英雄君) 中西君、先程の公述人が嘘を言つておるかどうかと……兄や何百万人という納税人員を……いふ問題であります。これは要領だけでは分らないし、これは速記ができれば、どういふことを言つておるのか、もう一遍よく調べますが、あれは……ちよつと速記を止めてくれ給へ。

〇委員(黒田英雄君) 連記を始め……公述人は勿論証人ではないのですから、各自の意見を言うのも……どうも述べておるのだと思ひますが、先ず初めこの問題でもありますし、もう少し速記を調べて、又これに対してはどういう処置をするものかというやうなことは、少し考究したいと思ひますが、如何でしょうか。

〇政府委員(前尾繁三郎君) 私としては先程申し上げたことは、決して偽りを言つておるわけではありせん。それから先程の税負担であります。三万円所得の場合に、給與所得につきましては、扶養家族のない場合におきまして四千三百円、扶養家族三人の場合に二千五百九十円、山林所得は、扶養家族のない場合は二千五百円、扶養家族が三人ある場合は六千五百円、それから事業所得におきましては、扶養家族のない場合には六千五百七十円、扶養家族三人の場合には五千三百三十円……ちよつと御注意申上げて置きますが、山林所得といふのは永年の所得の累積でありますので、一時にそれが出るという場合からしまして、課税標準は半額で綜合するといふ行き方をいたしております。従つてこの中では山林所得が一番税負担が安いことになつて

〇委員(黒田英雄君) 中西君、先程の公述人が嘘を言つておるかどうかと……兄や何百万人という納税人員を……いふ問題であります。これは要領だけでは分らないし、これは速記ができれば、どういふことを言つておるのか、もう一遍よく調べますが、あれは……ちよつと速記を止めてくれ給へ。

〇委員(黒田英雄君) 連記を始め……公述人は勿論証人ではないのですから、各自の意見を言うのも……どうも述べておるのだと思ひますが、先ず初めこの問題でもありますし、もう少し速記を調べて、又これに対してはどういう処置をするものかというやうなことは、少し考究したいと思ひますが、如何でしょうか。

ては、もう直ぐにこれを撤廃しろとい
に課税したておるわけでありま
従いまして現在奢侈品というものは、
うお話であります。それを主税局長に
聞いたたら、そういうことは絶対にない
○委員(黒田英雄君) 中西君、先程
の公述人が嘘を言つておるかどうかと

が、尙先きの事業……。

○委員(黒田英雄君) ちよつと待つ
て下さい。只今のことは、先程私が申
しました尙よく考究すること、皆さ
ん御異存ございませんか。何か御意見
があればお述べを願ひたい。

○委員(黒田英雄君) せんか」と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄君) それじやまあ
御異議ないと思つて、尙よく委員
長におきまして考究いたすことにいた
したいと思ひます。それじや中西君。

○中西功君 そうすると、先の問題
は、一應この委員会の問題として、今
後改めて考究して貰うというふうに
解して宜しいと思ひますか。

○委員(黒田英雄君) そうです。
○中西功君 尙先の三万円の問題で、
勤勞所得、山林所得、事業所得のこ
の数字ですが、これは正確でしやう
か。先のは間違ひありませんか。例
えば問題は事業所得が六千円何ぼとい
うことになつておりますが、それで間
違ひありませんか。

○政府委員(前尾繁三郎君) 間違ひ
ありません。勿論この改正税法によるも
んでありますが、この十五條の規定によ
る所得税額表の別表第一を御覧になれ
ば、出ておるわけなんです。

○森下政一君 私が知らないもので、教
えて貰ひたいのですが、この非戦災者
特別税法案の中の非戦災家屋税並びに
非戦災者税共に、家屋の賃貸価格が課
税標準になつたのでありますけれども、
も、前者は「旧家屋税法第五條に規定
する家屋台帳に登録されてゐた当該家
屋の賃貸価格」それから後者は「家屋
台帳法第五條に規定する家屋台帳に登
録されてゐた当該家屋の賃貸価格」と

○森下政一君 追加予算も、財政收支

ういふふうに表示されておるので、両方
のものが同じものだと考へられない
のですが、その区別はどういうことに
なつておるのか、教えて貰ひたいと思
ひます。

○政府委員(前尾繁三郎君) それは同
じものであります。ところが非戦災家
屋税の方は、終戦時を調査時期として、
その時を取つております。そのときに
は家屋税法でやつたわけでありま
す。ところが非戦災者税の方は、本年の七
月一日を、課税時期として、それを基
準といたしております。従つてその間
に、本年の三月の税制改正によりまし
て、家屋税が地方税に移管されました
ために、今度は國で持っております台帳
は、家屋台帳法という法律がございま
して、それによつておるわけであ
る。そういう書き分けをしておるわけであ
ります。

○森下政一君 それではその台帳に登
録されておる賃貸価格というものは同
者全然同じものだと、こう解釈してよ
ろしいのですか。

○政府委員(前尾繁三郎君) さようで
ございます。

○森下政一君 そうしますと、その賃
貸価格というものは、一体いつの決定
になつておるものでありますか。

○政府委員(前尾繁三郎君) これは昭
和十五年を基準といたしまして、その
昭和十五年を基準にして作られたも
のであります。併しその後家屋が建
てられたり、何か異動がありました分
は、そのときの昭和十五年を基準とし
た賃貸価格に比準して決定するという
ことになつております。

○森下政一君 追加予算も、財政收支

に應ずるためにあらゆる財源を漁つ
た、よんどころない結果だつたかと思
いますけれども、この非戦災者特別
税のごときも、全く私はそういう必要
に迫られて新たに考案されたというも
のの一つだと思つておりますが、そ
れだけに如何にも合理性に乏しいとい
う感じが多分に持つております。昨
日の政府委員の御説明によつても、こ
の税金は飽くまで財産税であるとい
う見解を示しておいでになる。而も政府
の掲唱するところは、戦災者と非戦災
者の犠牲の不均衡を是正するといふこ
とを謳つて、おいでになる。そういう
観念もその中に盛り込まれておるのだ
といふことを示しておられるのであり
ますけれども、戦災者と非戦災者の犠
牲の不均衡の是正というには、余り
に課税標準として取られておる賃貸價
格なるものがふさわしくないのじやな
いかという感じが多分に持つてあり
ます。殊に只今何うと云ふところによ
つて、昭和十五年を基準として二年間に互つ
て調査をして決定された賃貸価格、そ
れを今どき課税の標準として取上げて
来る。而もその課税率は百分の三百で
ある。その課税をしたことによつて、
戦災者と非戦災者の犠牲の不均衡が是
正されるというところは、常識から考へ
て見ましても、ちよつと滑稽なくらい
に私は思つております。如何にも、
終戦当時においては罹災を免れて饑饉
として家屋が存在しておつたというも
のについて見ましても、その後の経済
情勢の激変に伴ひまして、戦災は免れ
たけれども、今度はインフレのために、
経済事情の変化のために、全く生活が
窮乏のどん底に陥つておる者も現実に
はるかに多い。戦災は遭つたけれ

ども、家屋は失つたけれども、闇をす
ることによつて、或いは今日インフレ
の波によつて、却つてインフレのため
に非常な新興成金として榮華を極めて
おるといふ者がなきにしも非ずである
といふようなことを考へて見ますと
、今どき私は戦災者と非戦災者の犠
牲の不均衡の是正というよりなことの
ために、この家屋の賃貸価格を対象と
するといふことがございまして、誠に當
を得ないところの課税標準ではないか、
かように考へるのであります。

私はむしろ、終戦直後であるならば
ともかく、今日となつては、その後
における経済事情の変化というふうなこ
とを多分に考慮に入れまして、むしろ
かようなものを課税するよりは、昨日
も申しましたように、どこまでも新円
成金といつたやうな所に、これを万難
を排してその税源を捕提して課税をし
て行く、そういう財政需要を充して行
くといふことの方が、妥当性の多いも
のだといふふうな考へられるのであり
ます。課税標準の甚だ不当でないとい
うことについて、政府はよんどころな
くかような税を創設せんとしておられ
るが、必らずしも不当でないといふこ
とは、十分御認識になつておるのじや
ないかと思ひますが、その辺御所見如何で
ありますやうか。

○政府委員(前尾繁三郎君) 非戦災者
税の方につきましては、家屋の賃貸価格を
採用しておるという点については、
我々もこれ以外の良い方法がありまし
たら、勿論採用すべきであつたと思つ
ております。併し御承知のように、四
十萬世帯の課税をいたしました財産税
におきましては、動産の調査という
ことは非常に困難を極めたのでござい

ます。況や何百万人という納税人員を
持つております非戦災者税におきまし
て、動産を一々調査するといふことは
不可能であります。従いまして賃貸價
格を採用したのであります。が、財産
税のときに、御承知のように、賃貸價
格にいろいろの倍数を掛けてまして財産
税額を出したのであります。が、その
倍率は所によつて違つております。と
ころが今回はむしろそのまゝを採用し
た方が実情に適してゐる、といふこと
は、結局賃貸価格は当時収益率で考へ
て行つておつたのであります。従
つてその中に入つております動産とい
ふものと大体において此例いたしてお
るのであります。農村に低く都市に高
く、又店舗に高く住宅に低くというよ
うな点は、大体においてその中に終戦
当時あつたと想定されます動産に比例
しておるというところからいたしまし
て、この課税標準を採つたのでありま
す。又三倍、三倍といふやうな率でや
りましたのは、實際に数百軒を实地調
査いたしましたも、その中に入つてお
る動産の価格、それから家屋の価格と
の比率を出して、大体において中にあ
る動産の方が幾分高いといふ実績を得
ましたので、これは勿論給料者の場合
も同様であります。それに従つて同
一の倍数といふことになしたものであ
ります。非戦災家屋税の方につきましては、
これは当然、家屋の賃貸価格を
採用したといふことが当然であつたわ
けであります。

それから御指摘の第二点は、結局こ
れは一種の財産税であります。が、そ
の後のいろいろな新円階級その他に対
して課税を決定するといふことは、こ
れは当然のことであります。これも取

第七十二

り、而も課税の充実ということも一面においてやらなくちゃならないのであります。終戦後の利得者というものは、財産税によつて課税を受け、又その後の増加所得税において課税を徹底させるということで行つたわけでありまして、この非戦災者特別税につきましては、できるだけ手数を省いて、自動的に納税ができるようにということでありまして、殆んどこれに熟練者を要しないというよりな行き方もいたしておりますわけでありまして。

お説のように我々は飽くまで最近の所得者の課税の充実ということに努力すべきだということについては、御趣旨と同様な考えを持つておる次第であります。

○森下政一君 小坂政務次官がお見えになつておるので、一つお伺いしたいのですが、昨日来この委員会に付議されております法案の審議に伴つて、私個人として昨日大蔵大臣に申述べました見解も、今度は追加予算の國家財政上の需要を満たすために、理論的に考えると、必ずしも合理的だと思へんような増税が行われておりまして、これは止むを得んものかと思つても、併しながらどこまでも現内閣としては、國民の待望しておつた初めての民主的な内閣であるために、例えば税にいたしましても、今こそ財政政策の上において、或いは租税政策の上において、インフレを克服するといふ観点に立つた政策が断行されなければならぬのじゃないか、そういう意味においては例へば第二次の財産税を大幅に賦課する、そして新四階級の持つております、而も今日の税務技術を以てすれば捕捉に非常困難とされてお

りますような龐大な経済力というものを一挙に捕捉して、これを殲滅するといふことの方が、國の經濟を安定せしめ、インフレの昂進を抑制し、物價をこれ以上の騰貴から阻むということになるのではないかと考へられます。國民の安定ということが考へられるが、そうはお考へにならないかと考へるのを質したのであります。大蔵大臣は、預金封鎖を伴うような前回のたよるな方法による財産税ということ考へておらん、どこまでも通貨の信用を保持するために新四の封鎖をしようとは考へておらんといふことを言明されました。私は決して新四封鎖をしなればならぬとは考へておりません。假りに社會黨の申しております新四登録などというよりな方法で、封鎖するにあらずして單なる登録で、どこに一体大なる經濟力が存在してあるかというその所在を突き止めることが成功する方法があるならば、それによつても甚だ結構なもので、目的は達成し得るわけでありまして、とにかくそういうところ、財政政策、租税政策の動向を向けて、インフレと取り組む、これが第一次的な任務だと總理大臣が言つておるが、現政府の使命を果すべく努力をせんければならぬのじゃないか、こう思ふのであります。ところが大蔵大臣は國民の協力を得て徐々に正道を歩んでインフレを克服して行きたい、こういうことを仰しやつたが、一体現内閣が成立してから今日までやつておりますところの財政政策といふか、租税政策といふか、その中に一体國民の協力を得て徐々に正道を歩んでインフレを克服することに邁進しつづ

れでしようか、私は分らんです。これがそれなんだといふことを一遍、事務當局に聞くよりは、政治家であるあなたに尋ねて、教えて貰ひたいと思ふのであります。

○政府委員(小坂政務次官) いろいろ御尤もな御意見であります。一体租税の大原則と申しますのは、入るを計つて出るを制するといふこと、大體國家財政における収入の限度を計りまして、歳入を見合せて行くといふのが原則でございます。この長い間の縮小再生産、而もその後に來ました敗戦という現実からいたしまして、我々は余りにも多くのやらなければならぬものを持つております。これをしも手をついで置きます場合には、やはり全体の國民心理の上から申しまして、敗戦後の再建といふものはできないのじゃないかといふことが瀾漫して参ります。我々はその後において何をなしても、國民の氣持に明るさがない以上、國家の再建といふものは望めなくなるといふやうな見地から、止むを得ざる支出も考へて行かなければならぬ、その限度において止むを得ざる収入、今あなた仰せられたやうな、そうした納付行きがたいたが併し止むを得なからうといふ収入もまた考へて行かなければならぬと思ふのであります。例へば今回におきます煙草の値上、或いは酒税の増徴、こういうものはこれまた止むを得ないことである。私も考へておるのであります。そういう際に政府といたしましては、何とかしてインフレーションを撲滅したいといふことを第一義に考へておるわけでありまして、ただこのインフレーションを撲滅するやり方

にも相当ドラスチックな、例へば人工的な恐慌を作るといふやうなやり方を考へることもできます。併しこういう人工的な恐慌現象を作るといふことは、又その半面においては非常ないわゆるリアクションを伴います。例へば新四の封鎖を伴うやうな、國民の所得を洗いざらに出して行つて、そうしてその上での所得の吸収といふやうなことも、一方から見ますれば、通貨に対する信任といふものを國民が失う危険があります。こゝろいろいろゆる荒療治といふものが相當に今、十数年も無理な經濟状態が引續いて來た後の日本において、果して適切であるかどうかといふことは、相當慎重に考へて見なければならぬと思つておるのであります。これは國內のことでありまして、一方國際經濟の中に今日本が回復して入つて行くといふ状態になつておるのであります。國際的な目から見まして、日本が立ち直りつつあるという印象を與えるか、或いは日本は絶望的な足掻きをやつておるかといふ印象を與えるかといふことも、相當に考慮しなければならぬ問題だと思ふのであります。我々予算を編成する際に一番考慮いたしましたことは、この世界的な規模から見た日本の財成をどう持つて行くかといふことであります。我々といひましたしてこの際取りましたのは、バランス・オブ・ペイメント、均衡を得た予算をここに作るということであつたのであります。日本自体といたしまして、日本國內の總力を結集して、そして日本の再建を図ることは固よりであります。これは日本單獨ではなし得ませんし、どうしても外國の好意ある援助を期待しなければなら

らん。或いは資金の面において、資材の面において、その援助を期待しなければならぬ面が多分にござります。で、私もいたしましては、第一歩といたしましてはゆるバランス・オブ・ペイメントを履行する、そしてその建前の下において國民に協力して耐乏してこの困難な時機を切り抜けて頂く、こゝろいふことを申しておるわけでありまして、第二段階といたしましては、恐らく私も今度は更に國內的な經濟界に目を注ぎまして、今回或いは我々の手の足りないために等閑されたようなものを拾ひ上げて、そしてこれから財源を見付けて行くといふことが、今後の課題であらうと思ふのであります。我々の目的といふものは、飽くまでインフレーションを撲滅することでありまして、併しながらこれはあらゆる見地からいへば総合的に見なければならぬことでありまして、又一氣呵成になし得ないことであるのであります。私も私どもはこの際におきまして、更に來年度の予算案を組むことを課題としております。この予算案を組む際におきましては、十分森下さんのお述べになりましたやうな考へ方を考慮に入れて参りたいと思つております。ただ飽くまでもその際に通貨の信用を堅持するといふことだけは、私は堅持して行く氣持であります。我々の技術面の許す限りにおいて、國民所得を正確に捕捉して行くといふことをやつて参りたいと思ひます。これは一つの例であります。只今國民所得は、生産國民所得におきまして大体九千億と言われておるやうなわけでありまして、又國民總實力の観点から見ますと、これは一兆億を超えと思われ

ておられます。而も今日の税務技術を以てすれば補正に非常に困難とされておる。インフレを克服することに邁進しつつあるところの政策というものは一体どう考へておるわけでありませう。ただこのインフレーションを撲滅するやり方は、非常な簡単なことなんでしょう。それは税金がいいとか悪いとか、勿論これはあります。問題はそれじやなくてこの税制なんです。で今の税制の体系が全く不合理であるだけでなくて、矛盾しておるんです。明らかに矛盾しておるんです。現在の税制が……それを僕は問題にする。それで歳出面において派山支出があり、そのために歳入が租税の方で派山取らなければならぬという事情、それを僕は問題にしておるんじゃないんです。問題は税制そのものの論理的な一貫性がないわけなんです。極めて簡単なことを私は問題にしておるわけなんです。例えば結局結論を言えは……今の税制は政府と人民が騙し合ひをしておるわけなんです。そういうふうな作られておるのです。お互いが嘘を言い合ひといひますか、掛け値を言い合ひつておる。こういうふうな作られておる場合には、いくらか政府が納税について大衆の協力を要求してもできないように作られておるという点なんです。例えば一つの点は、若し所得税を今の税法によつて正直に取つて行つたならば、これは確実に赤字が出るのです。これは公聴会において出された資料ばかりでなくて、もつと派山あります。例えば五万円の場合にはさつきの話で二万円からの赤字が出ますが、八万円の者でも実際は残るの、月収に直しますと二千八百六十六円しか残らないのです。十三万円のものはやはり月収に直しますと、残るのは三千四百六十六円なんです。三十万円の所得者に至つて初めて月収が五千円ぐらゐになる。こういう状況なんです。で要するにこういうふうな一方において現在の所得税を確実に取つて行くと食えないというふうなことは現実にあるわけなんです。ところがもう一つの問題は、政府が実際に所得税によつて取ろうとしておる予定数量、それから安本が出しておる八千億、或いは九千億という國民所得、そやういふものを所得税の税率で掛けて見ると、遙かに大きな量が出て来る。實際に確定に取れば一千億を超えるものは確実に取れる一方に計算が成り立つておる。ところが實際においてそれだけは見込んでないわけである。而も本當の税率で掛けて行つたならば、その所得税だけで皆が食えなくなるというだけに高率なんです。ですからそこに明らかに矛盾があるのです。私は現実どうこういうよりも、そういうふうな矛盾のある税制、ここに根本問題があると考えざるわけなんです。實際に一口で言えは正直に取れば皆が食えなくなるというふうな高い税率、而も實際に所得税の徴収高は政府自身が認めておるやうに一千億は抜けておる。これが矛盾しないかどうか。これは理窟は立つておるかどうか。そこを聴きたいわけなんです。一つ政務次官よりはつきりした、それは單に論理的な問題です……

は、非常な簡単なことなんでしょう。それは税金がいいとか悪いとか、勿論これはあります。問題はそれじやなくてこの税制なんです。で今の税制の体系が全く不合理であるだけでなくて、矛盾しておるんです。明らかに矛盾しておるんです。現在の税制が……それを僕は問題にする。それで歳出面において派山支出があり、そのために歳入が租税の方で派山取らなければならぬという事情、それを僕は問題にしておるんじゃないんです。問題は税制そのものの論理的な一貫性がないわけなんです。極めて簡単なことを私は問題にしておるわけなんです。例えば結局結論を言えは……今の税制は政府と人民が騙し合ひをしておるわけなんです。そういうふうな作られておるのです。お互いが嘘を言い合ひといひますか、掛け値を言い合ひつておる。こういうふうな作られておる場合には、いくらか政府が納税について大衆の協力を要求してもできないように作られておるという点なんです。例えば一つの点は、若し所得税を今の税法によつて正直に取つて行つたならば、これは確実に赤字が出るのです。これは公聴会において出された資料ばかりでなくて、もつと派山あります。例えば五万円の場合にはさつきの話で二万円からの赤字が出ますが、八万円の者でも実際は残るの、月収に直しますと二千八百六十六円しか残らないのです。十三万円のものはやはり月収に直しますと、残るのは三千四百六十六円なんです。三十万円の所得者に至つて初めて月収が五千円ぐらゐになる。こういう状況なんです。で要するにこういうふうな一方において現在の所得税を確実に取つて行くと食えないというふうなことは現実にあるわけなんです。ところがもう一つの問題は、政府が実際に所得税によつて取ろうとしておる予定数量、それから安本が出しておる八千億、或いは九千億という國民所得、そやういふものを所得税の税率で掛けて見ると、遙かに大きな量が出て来る。實際に確定に取れば一千億を超えるものは確実に取れる一方に計算が成り立つておる。ところが實際においてそれだけは見込んでないわけである。而も本當の税率で掛けて行つたならば、その所得税だけで皆が食えなくなるというだけに高率なんです。ですからそこに明らかに矛盾があるのです。私は現実どうこういうよりも、そういうふうな矛盾のある税制、ここに根本問題があると考えざるわけなんです。實際に一口で言えは正直に取れば皆が食えなくなるというふうな高い税率、而も實際に所得税の徴収高は政府自身が認めておるやうに一千億は抜けておる。これが矛盾しないかどうか。これは理窟は立つておるかどうか。そこを聴きたいわけなんです。一つ政務次官よりはつきりした、それは單に論理的な問題です……

○政務次官(小堀善太郎) 税制というものはできるだけ簡潔にして、而も捉え得る限りのものは捉えて國家財政を裕かにするといふために設けられておることは申し上げるまでもないことであるが、併しながら現在の状態におきましては、一般の流通秩序も確立しておりませぬし、又國民心理の側におきましては、必らずしも健全なるものありとは言えない現状であります。このため、税務当局としては非常に苦勞をしておるわけなのであります。今までのやうな論議が交わされましたが、私は不幸にして衆議院の方に出ておりましたので、実は伺つていないわけなのであります。が、この中西君のお説を伺つておりました。その間の事情を付度いたします。税制の税率等についての御意見は中西さんと主税局長との間に……論議があつて恐らく盡きておるのではないかと思つております。私もこの点につきまして、非常に税制そのものが矛盾しておるという御議論でありましたが、この点ちよつと伺つて見まして、折角のお話であります。が、どうも私は合点が行かないので、相当高率であるということ、今の國家財政の現状からいいたしましては、それがいいことかと思ひます。が、その間に矛盾があるというふうには思ひませんのであります。できるだけ税制というものを簡潔にいたしまして、複雑なものにしない、即ち技術的に容易に徴収し得るやうな体系を整へべきものであるといふことは、私も主税局長も全く一致した意見でやつておるのであります。御趣旨のやうに、非常に矛盾した税制であるからこれは變らやつても税が取れんのだというふうには、私は考へないものであります。この程度にお答え申し上げます。

○中西功 それで、矛盾というのはさうなんです。例えば五万円の所得者にしろ、七万円の所得者にしろ、今の税金は今の税率で課けて行けば、これは食えないやうな状態になつておる。正確に取ればこれはもう明らかなのです。それで五万円の場合においては二万円の赤字さへ出るという状態なんです。この数字は正しいと思ひ、問

とすれば、その矛盾を根本的に直
れはとも全般的國民經濟なり、國民
○政府委員(小坂善太郎君) 預金の秘
うのです。結局をういう預金の保護と
いう面からこれが與えられなかつたわ
最後に私は一つ酒のことをお聞きし
たいのです。それは今年度の造石高、

それから一般配給と特配、それは大体
どういう予定になつておるのですか。

○政府委員(前島三郎君) 本年の全
体の酒の配給数量は、これはすべて
ビール等は生純酒に換算してやつてお
ります。百六十三万石であります。そ
の中特別配給即ち産業用等に配給して
おりますものが六十六万七千石、それ
から家庭用が五十三万三千石、それか
ら特別配給即ち産業用等に配給してお
りますものが六十六万石、それから業
務用酒に廻してありますもの、それか
ら特別配給として賣出すもの、これ等
が大体四十万石であります。

○中野功君 それで、私は、この特
配が、一般配給より多くなるようです
が、その特配の今年の四月から最近ま
での、大蔵省本省管轄内において特配
された内訳、それを要求しておいたの
ですが、その資料を、今こゝで言つて
貰わなくてもいいですが、今日、明日
ぐらいに願いたいと思ひます。これは
ずっと前から要求しておるのです。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

○委員(黒田義雄君) 他に御質問が
ございせんければ、質疑は終了した
ものと認めて御異議ございせんか。

第十六部 財政及び金融委員会第四十二号 昭和二十二年十一月二十八日

くということ、これは相当困難を伴
うと思ひます。従ひまして経済の非常
事態である現下の情勢の下におきまし
ては、理論的には必ずしも理想に遠
うということのできない税制でありま
しても、これを容認しなければならん
ということとは了承できるのでありま
す。同時に又殊に今回の税法の改正は、
追加予算に盛り込まれておる数々の財政需
要に充てるための収入を捕提すること
が主眼であると考えられますので、
税の理想からいへば、甚だ遠いと思
われるような手段を取られたことも止
むを得なかつたと思ひます。今
回の措置を了承したいと思ひます。今
併しなから昨日も大蔵大臣に私
見を申し上げた次第であります。願
くば来年度の予算を編成される場合に
おきましては、できるだけこれ等の点
を考慮に入れられて、理想に近いもの
に是正するということに御盡力が願
ひたい。殊にこの理想に近いと私が申
しますのは、現内閣が最大の使命として
おるインフレの克服、このインフレ克
服ということに、財政政策も金融政策
も租税政策も、すべてがその矛を向け
なければならん、かように考えます
るので、そこに重点を置いた財政政策
を採る、租税政策を採るということ、
一つ来るべき新年度においては、是非
とも重点的に考へて頂きたいと思ひ
てあります。愚慮なく申しますと、今
度のこの大蔵省の企て、政府の企ては、
取り易いところから税を挙げる、取り
易いところを先ず着眼するという態度
に出られたと考へる、煙草の専賣基金
を上げるとか、或いは酒税を増徴する
ことによつて、収入の途を固る、更に
時機的には甚だ手遅れだと思はれる而

も課税標準の妥当性を著しく欠くと思
われる非難者特別税のごときを設け
て、相当多額の収入を挙げる、或いは
先刻文化委員長が出て来て御意見を述
べられたが、入場税のごときに増徴を
求めるというがごとくに、比較的容易
く収入を挙げ得る途を遡んで、収入を
挙げて、そしてその申訳のために所
得税法に手を著けて、或いは基礎控除
を引上げる、或いは扶養親族に対する
控除を引上げる、そして比較的収入
の乏しい勤労階級の負担を軽減したと
いうような、先ず世間を納得させるよ
うな一つの口実を設けるために、わざ
わざ所得税法に手を著けられたとい
うような感じを私は持つのでありま
す。そして政府の言うところは、財
政需要の増大に對して、收支の均衡
を図り、財政の強化に資すると共に、
經濟諸情勢等の推移に應じ、國民租税
負担の公正を期する等のために、税制
改正を行つて、こういうことを言つてお
られるが、実はそうではなくて、本當
は得易い所に収入を挙げて、今回の財
政需要を充たすという財源をあさり、
その申訳の私は如何にも合理的に聞え
るような説明を、所得税の改正に手を著
けたことによつてなされておるとい
ふに取られるのであります。私は取
り易い所から取るというふうな、安易
な方法にのみ頼るということは、結局
正直者に馬鹿を見さすということにな
るじやないか。政府が租税負担の均衡
をはかつたといわれていわれる勤労大
衆の負担が軽減されたという今度の税
法の改正にしましても、その半面に煙
草の値上げが行われ、或いは酒税の増
徴が行われておるといふことであつて
は、決して勤勞階級は負担が軽減され

ることにはなつて来ない。のみならず
今日依然としてインフレが繼續して、
物價が高騰しつゝあるという現段階に
おきましては、自動的にもその生活は
段々苦しくなり、負担が重くなつて来
るということになつて来るわけである
のでありますから、將來におきまし
ては、やはりインフレの克服という所
に重点を置いて、それがためには如何
なる租税政策を採るべきかといふこと
を勘案されて、その趣旨に適うような
英断を以て施策を是非やつて頂きた
い、かように考へる次第であります。
私は昨日大蔵大臣が申されましたよ
うに、日本の通貨の信用を維持するた
めに、新円再封鎖の意圖はないと言わ
れた。

誠に御尤もだと思ひます。従ひまし
て新円の再封鎖を断行しなければなら
んとは申しませんが、そうせずして、而
も尙今日インフレによつて膨大な経
済力を把握しておる人々に、これを巧
みに捕提して、それらの持つ経済力と
いうものを吸収して、これを吸減する
ことを考へるにあらざれば、日本のイ
ンフレというものは容易に克服できな
いのだ、こう考へるのであります。先
刻大蔵政務次官が荒療治をやるか、そ
うでない手段を講ずるかといふことに
も、今日の國際情勢下における日本の
再建といふことから考へて、よく慎重
を期すると言われたが御尤もでありま
す。お説として私は御尤もだと思ひ
てありますけれども、常道を歩んで
徐々になつて来ないか、拘泥してお
る間に、遂にはインフレが克服されず
して、却つてインフレの暴進のために
國民生活が破局に陥るといふ段階に一
歩一歩近付いて来るのじやないかとい

うことを慮れますが故に、願くば大
蔵當局は特にそれらの点に重点を置い
て、来るべき新年度におきましては、一
大英断を以ての施策を断行されんこと
を特別にお願いをいたしまして、今回
の法案につきましては賛意を表する
ことにしたいと思ひます。

○委員(黒田義雄君) 他に御発言あ
りませんか。

○中野功君 私は、並びに日本共産
党は、この二つの法案に反対でありま
す。反対の理由はいろいろありますが、
先に森下さんが言われました理由に盡
きておると思ひますが、ただ私たち
の考へでは、今日の日本の情勢が非常
に危険である。そして輸入の面におい
て非常に山な輸入を計上せざるを得な
い。この理由があるといふれば、余計
に國民の本当の協力を得なければなら
ないといふれば、更に大衆が協力し得
るような税制を作らなければいけない。
その必要は輸入が増加し、そして又日
本の經濟が危機に瀕する程必要だ
と思ひます。でありますから私たち
はやはり今こそこの税制の根本的な建
しを要求しなければならんと思ひま
す。とところが現実的に所得税
法の一部を改正されたその改正は、一
つは勤勞所得税の控除額を引上げられ
た、並びに事業所得税においては、七
万円以上の所得者に対して税率が引上
げられたといふ改正が主体となつてお
ります。これでは現実の問題として
何等の改正になつていない。從來の戦
時中に極めて非民主的な、反人民的な
税制が今日においてそれだけ残されて
おるだけでなくて、この度には更に
一つ非難者特別税といふ極めて煩瑣
な租税法が又附加されておる。或い

ることになつて来ない。のみならず
今日依然としてインフレが繼續して、
物價が高騰しつゝあるという現段階に
おきましては、自動的にもその生活は
段々苦しくなり、負担が重くなつて来
るということになつて来るわけである
のでありますから、將來におきまし
ては、やはりインフレの克服という所
に重点を置いて、それがためには如何
なる租税政策を採るべきかといふこと
を勘案されて、その趣旨に適うような
英断を以て施策を是非やつて頂きた
い、かように考へる次第であります。
私は昨日大蔵大臣が申されましたよ
うに、日本の通貨の信用を維持するた
めに、新円再封鎖の意圖はないと言わ
れた。

誠に御尤もだと思ひます。従ひまし
て新円の再封鎖を断行しなければなら
んとは申しませんが、そうせずして、而
も尙今日インフレによつて膨大な経
済力を把握しておる人々に、これを巧
みに捕提して、それらの持つ経済力と
いうものを吸収して、これを吸減する
ことを考へるにあらざれば、日本のイ
ンフレというものは容易に克服できな
いのだ、こう考へるのであります。先
刻大蔵政務次官が荒療治をやるか、そ
うでない手段を講ずるかといふことに
も、今日の國際情勢下における日本の
再建といふことから考へて、よく慎重
を期すると言われたが御尤もでありま
す。お説として私は御尤もだと思ひ
てありますけれども、常道を歩んで
徐々になつて来ないか、拘泥してお
る間に、遂にはインフレが克服されず
して、却つてインフレの暴進のために
國民生活が破局に陥るといふ段階に一
歩一歩近付いて来るのじやないかとい

うことを慮れますが故に、願くば大
蔵當局は特にそれらの点に重点を置い
て、来るべき新年度におきましては、一
大英断を以ての施策を断行されんこと
を特別にお願いをいたしまして、今回
の法案につきましては賛意を表する
ことにしたいと思ひます。

○委員(黒田義雄君) 他に御発言あ
りませんか。

○中野功君 私は、並びに日本共産
党は、この二つの法案に反対でありま
す。反対の理由はいろいろありますが、
先に森下さんが言われました理由に盡
きておると思ひますが、ただ私たち
の考へでは、今日の日本の情勢が非常
に危険である。そして輸入の面におい
て非常に山な輸入を計上せざるを得な
い。この理由があるといふれば、余計
に國民の本当の協力を得なければなら
ないといふれば、更に大衆が協力し得
るような税制を作らなければいけない。
その必要は輸入が増加し、そして又日
本の經濟が危機に瀕する程必要だ
と思ひます。でありますから私たち
はやはり今こそこの税制の根本的な建
しを要求しなければならんと思ひま
す。とところが現実的に所得税
法の一部を改正されたその改正は、一
つは勤勞所得税の控除額を引上げられ
た、並びに事業所得税においては、七
万円以上の所得者に対して税率が引上
げられたといふ改正が主体となつてお
ります。これでは現実の問題として
何等の改正になつていない。從來の戦
時中に極めて非民主的な、反人民的な
税制が今日においてそれだけ残されて
おるだけでなくて、この度には更に
一つ非難者特別税といふ極めて煩瑣
な租税法が又附加されておる。或い

ることになつて来ない。のみならず
今日依然としてインフレが繼續して、
物價が高騰しつゝあるという現段階に
おきましては、自動的にもその生活は
段々苦しくなり、負担が重くなつて来
るということになつて来るわけである
のでありますから、將來におきまし
ては、やはりインフレの克服という所
に重点を置いて、それがためには如何
なる租税政策を採るべきかといふこと
を勘案されて、その趣旨に適うような
英断を以て施策を是非やつて頂きた
い、かように考へる次第であります。
私は昨日大蔵大臣が申されましたよ
うに、日本の通貨の信用を維持するた
めに、新円再封鎖の意圖はないと言わ
れた。

誠に御尤もだと思ひます。従ひまし
て新円の再封鎖を断行しなければなら
んとは申しませんが、そうせずして、而
も尙今日インフレによつて膨大な経
済力を把握しておる人々に、これを巧
みに捕提して、それらの持つ経済力と
いうものを吸収して、これを吸減する
ことを考へるにあらざれば、日本のイ
ンフレというものは容易に克服できな
いのだ、こう考へるのであります。先
刻大蔵政務次官が荒療治をやるか、そ
うでない手段を講ずるかといふことに
も、今日の國際情勢下における日本の
再建といふことから考へて、よく慎重
を期すると言われたが御尤もでありま
す。お説として私は御尤もだと思ひ
てありますけれども、常道を歩んで
徐々になつて来ないか、拘泥してお
る間に、遂にはインフレが克服されず
して、却つてインフレの暴進のために
國民生活が破局に陥るといふ段階に一
歩一歩近付いて来るのじやないかとい

うことを慮れますが故に、願くば大
蔵當局は特にそれらの点に重点を置い
て、来るべき新年度におきましては、一
大英断を以ての施策を断行されんこと
を特別にお願いをいたしまして、今回
の法案につきましては賛意を表する
ことにしたいと思ひます。

○委員(黒田義雄君) 他に御発言あ
りませんか。

○中野功君 私は、並びに日本共産
党は、この二つの法案に反対でありま
す。反対の理由はいろいろありますが、
先に森下さんが言われました理由に盡
きておると思ひますが、ただ私たち
の考へでは、今日の日本の情勢が非常
に危険である。そして輸入の面におい
て非常に山な輸入を計上せざるを得な
い。この理由があるといふれば、余計
に國民の本当の協力を得なければなら
ないといふれば、更に大衆が協力し得
るような税制を作らなければいけない。
その必要は輸入が増加し、そして又日
本の經濟が危機に瀕する程必要だ
と思ひます。でありますから私たち
はやはり今こそこの税制の根本的な建
しを要求しなければならんと思ひま
す。とところが現実的に所得税
法の一部を改正されたその改正は、一
つは勤勞所得税の控除額を引上げられ
た、並びに事業所得税においては、七
万円以上の所得者に対して税率が引上
げられたといふ改正が主体となつてお
ります。これでは現実の問題として
何等の改正になつていない。從來の戦
時中に極めて非民主的な、反人民的な
税制が今日においてそれだけ残されて
おるだけでなくて、この度には更に
一つ非難者特別税といふ極めて煩瑣
な租税法が又附加されておる。或い

ることになつて来ない。のみならず
今日依然としてインフレが繼續して、
物價が高騰しつゝあるという現段階に
おきましては、自動的にもその生活は
段々苦しくなり、負担が重くなつて来
るということになつて来るわけである
のでありますから、將來におきまし
ては、やはりインフレの克服という所
に重点を置いて、それがためには如何
なる租税政策を採るべきかといふこと
を勘案されて、その趣旨に適うような
英断を以て施策を是非やつて頂きた
い、かように考へる次第であります。
私は昨日大蔵大臣が申されましたよ
うに、日本の通貨の信用を維持するた
めに、新円再封鎖の意圖はないと言わ
れた。

誠に御尤もだと思ひます。従ひまし
て新円の再封鎖を断行しなければなら
んとは申しませんが、そうせずして、而
も尙今日インフレによつて膨大な経
済力を把握しておる人々に、これを巧
みに捕提して、それらの持つ経済力と
いうものを吸収して、これを吸減する
ことを考へるにあらざれば、日本のイ
ンフレというものは容易に克服できな
いのだ、こう考へるのであります。先
刻大蔵政務次官が荒療治をやるか、そ
うでない手段を講ずるかといふことに
も、今日の國際情勢下における日本の
再建といふことから考へて、よく慎重
を期すると言われたが御尤もでありま
す。お説として私は御尤もだと思ひ
てありますけれども、常道を歩んで
徐々になつて来ないか、拘泥してお
る間に、遂にはインフレが克服されず
して、却つてインフレの暴進のために
國民生活が破局に陥るといふ段階に一
歩一歩近付いて来るのじやないかとい

うことを慮れますが故に、願くば大
蔵當局は特にそれらの点に重点を置い
て、来るべき新年度におきましては、一
大英断を以ての施策を断行されんこと
を特別にお願いをいたしまして、今回
の法案につきましては賛意を表する
ことにしたいと思ひます。

○委員(黒田義雄君) 他に御発言あ
りませんか。

第十六部 財政及び金融委員会第四十二号 昭和二十二年十一月二十八日

は又現実の問題としては、酒、煙草というふうな間接税が非常に増徴されておる。結局二つの線において多少の修正があつたが、差引すれば遙かに悪くなつてゐると思ふを得ないものであります。この現在の税法を特徴すべきものと、一つは従来の非常な反人民的な租税体制がそのまま残つておるというだけではいけないのです。それに加ふるにインフレーションが現実にある／＼の變化を及ぼしてあります。そのインフレーションの影響をこの税制には含まれていない。その一番よく現われてゐるのは基礎控除です。單にインフレという要因だけを我々が考えたとしても、基礎控除は当然二万円ぐらゐの所に行くべきなんです。それさえこれには含まれていない。だから結局戦前、或いは戦時中の税制がインフレによつて更に倍加して、堪えがたいものになつてゐるということが言えるわけであります。これは結局政府の施策としては、インフレが進んで行くに應じて、税制を適應さへしていかない。税制をインフレと關の克服のために向けて行くということではなくて、インフレが進んで行くというその途に適用していかないということが言えると思ふます。更に税率の問題、或いはそういう意味において、極めて矛盾に富んでおります。一般的に極めて高い、恐らくこの國にも見られないような高い税率がありまゝ。而もこういう高い税率があつて、現実に決してマツチしないような状態から、何が起つて来るかと言いますれば、結局少額利得者に対しては、徹底的に徴収する、併し大口利得者に対しては、適当にやれるという余地を與へ

てゐる。それだけでなく、政府と人民が編み合ひをしてゐるような、そういうような極めて憂慮すべき状態が起つて来る。それで結局、これはこういうことでやつていつた場合には、國民の協力なんか絶対得られない、この決定が進んで行くに應じて、恐らく人民大衆の中からは、大きな反抗運動、即ち惡税反対は勿論、天降りの決定に対する大きな反対が起つて来る。これは必然であります。これはこれが必然であればあるだけ、我々は、私たちがとしては、取れないようなこの税制に賛成して、そうしてこれを大衆に押し付けるようなことはできない。まあそういうものと理由を言へば、火山が噴き出して、要するにこの税法は、戦前、戦時中の税法を、或いはその内容から見ましても、結局非常に惡化してゐるのです。インフレを適用してゐるのです。従つて勿論インフレを克服するようなものではなく、この税法自身がインフレを激化して行くのです。激化して行く要因になつてゐるのです。そうして又最後には、これが又大衆の非常な反抗、惡税的になる。これは必然であります。それで我々は、本當にそういうふうなこの非常に苦しい、嚴しい税制の下で、非常に沢山人々の悲劇が起る、非常に沢山人々が零落しなければならぬ、そういうふうな惡税、或いはそういう苦しみを平氣で見ておられる人だけが、この税制に賛成できると思ふ。私たちは、残念ながらそういうことはできない。だから我々日本共産党は、これに絶対反対するわけでありまゝ。以上私の反対理由です。

○委員(黒田英雄) 他に御発言はないようでありますから……

○委員(黒田英雄) 彼は民主主義を代表いたしました。両法案に賛成の意を表する者であります。両法案につきましても、いろいろの問題が勿論あります。又意見もないではありませんけれども、現下の財政の大局、又ここに処するところの政府当局の御苦心の点を諒といたしまして、我々といひましては、この両法案に賛成する者であります。ただ我々は、たび／＼申し上げておりました、この税法、又その根本の税法につきましても、よくその内容を國民に周知するようにして貰いたいという希望を兼ねてこの際申し上げておきたいと思ひます。

○委員(黒田英雄) 他に御発言がございませぬければ、討論はこれにて終結したものといたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(黒田英雄) 御異議ないと認めます。直ちに採決をいたしたいと思ひます。所得税法の一部を改正する等の法律案、非戦災者特別税法案、この両案につきましても採決をいたします。政府提出の原案通り賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕

○委員(黒田英雄) 多数であります。仍つて両案共原案通り、大多數を以て可決せられました。

それから次に、失業保険特別会計法案がありまゝ、これをここに議題にいたしまして、御審議を願ひたいと思ひますが御異議ございませぬか。如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(黒田英雄) ではさうにいたしたいと思ひます。本案はすでに

政府の提案の理由があつたのであります。御質疑がございまして、それでは私ちつと、この失業保険特別会計法案は、もう本院を通過しました失業保険法並びに失業手当法案に基くものであります。この特別会計を設けられるということは止むを得ないことと思ひますが、すでに政府は特別会計の多數あつたものを整理して、二十四ですか、に整理されたのであります。段々特別会計が殖えて来るようですが、將來、整理されたところの趣旨と段々反して来るようですが、どういふふうにお考えになつておられますか。この点を伺ひます。

○政府委員(小坂書本郎) 只今委員長の御指摘のように、政府は、この程特別会計の数を整理いたしましたのであります。本特別会計は、御承知のように、過ぐる十一月一日、失業保険法を可決願ひまして、これに基きまして、同法運営のために於ける特別会計であります。これは政府が、今回新たに失業対策を一つの最重要施策として取り上げておられます關係から、この法案に限つて、特に特別会計を持つて頂くよう、お願い申し上げておる次第であります。この特別会計を設けます理由は、失業問題を最も科学的に整理いたしまして、そうして國家の再建に資したいと思ふ趣旨に外ならないのであります。さう御承知を願ひます。

○委員(黒田英雄) 他に御質問ございませぬでしょうか。御質問がなければ、質問終了といたして御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(黒田英雄) 御異議ないと認めます。討論に入りたいと思ひます。

失業保険特別会計法案につきましても、これには衆議院で修正があつたのであります。十七條に、「この法律は、昭和二十二年十月一日から、これを施行する」とあります。この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する」といふように修正になつておるのであります。その修正案を議題にいたします。修正になつております失業保険特別会計法案を議題といたしまして、討論をいたしたいと思ひます。別に御発言がございませぬければ、討論は終結したものといたして御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(黒田英雄) 御異議ないと認めます。失業保険特別会計法案は衆議院の修正された修正案によりまして、採決をいたしたいと思ひます。即ち原案について採決をいたします。原案に御賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔議員挙手〕

○委員(黒田英雄) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。どうぞ御賛成の方の御署名を願ひたいと思ひます。

尙本會議におきます委員長の口頭報告は皆さんの御承認を得なければならぬことになつておりますが、これは委員長でこの法案、又前の税法につきましても、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨、表決の結果を報告することにいたしたいと思ひます。御承認を願ひたいと思ひます。御承認を願ひたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(黒田英雄) 御異議ないと認めます。それから前に出した三案共

的に徴収する、併し大口利得者に対し
ては、適当にやれるという余地を與え
ないようでありますから……。

○委員長(黒田英雄君) 他に御発言は
いたしたいと思ひます。本案はすでに

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。討論に入りたいと思ひます。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それから前に出した三案共

参議院規則第七十二條によりまして、
委員長が議院に提出します報告書につ
きまして、多数意見者の御署名をする
ことになつておりますから、本案を可
とされました方は順次御署名を願いま
す。

〔多数意見者署名〕

○委員長(黒田英雄君) それでは本日
はこれにて散会いたします。

午後一時二分散会

出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君
理事 波多野 鼎君
伊藤 保平君
委員 下條 恭兵君
椎井 康雄君
森下 政一君
西川 甚五郎君
山田 佐一君
木内 四郎君
深川 タマエ君
星 一 君
小林 米三郎君
小宮 山常吉君
西郷 吉之助君
高橋 龍太郎君
山内 卓郎君
渡邊 甚吉君
中西 功君

委員

委員外議員

文化委員長

山本 勇造君
大蔵政務次官 小坂 善太郎君
大蔵事務官 前尾 繁三郎君
(主税局長)

十一月二十七日日本委員会に左の事件を
付託された。

一、慈善事業団体のため臨時資金調
整法及び相続税法等を改正するこ
とに関する請願(第五百四十一号)
一、戦死者遺族を非戦災者特別税課
税外とすることに關する陳情(第
五百九十四号)

一、新炭需給特別会計の廃止に關す
る陳情(第五百九十七号)
一、北海道留萌支廳管内の旧御料林
拂下げに關する陳情(第六百二二
号)

(請第五百四十一号)昭和二十二年十
一月十日受理
慈善事業団体のため臨時資金調整法及
び相続税法を改正することに關する請
願

請願者 東京都千代田区三年町
一番地ノ二財團法人
日本社会事業協会長
中川 望

紹介議員 中平常太郎君
終戦後の社会情勢は、私設社会事業
団体の急速なる充實を必要とするにも
かわらず、その数は三千五十に激減
し、しかも昨今の物價高、物資の入手
難等により深刻な経営難に陥つてい
るので、その打開策として「社会事業共
同募金」運動を実施することになつた
が、この運動は、諸願書記載の諸項目
の成否に重大なる關係を有するから、
同項目を実現せられたいとの請願。

(陳第五百九十四号)昭和二十二年十
一月十一日受理
戦死者遺族を非戦災者特別税課税外と
することに關する陳情
北海道北見國紋別郡離ノ上町
池田 己三郎外二百名

この陳情の趣旨は、陳第三百八十一号
と同じである。

(陳第五百九十七号)昭和二十二年十
一月十二日受理
新炭需給特別会計の廃止に關する陳情
石川縣議會議長 岡島友作外六
名

新炭需給特別会計は生産者價格と政
府賣渡價格との差額で賄われ、ほう大
な政府の中間取得があるため、消費者
はその負担に苦しみ、生産者は政府への
賣却を欲しないのである。その結果
新炭の需給を不円滑ならしめているの
であるから、この生産意欲と供出意欲
を高揚出來得る様な地方廳の自治統制
に委ねることとし、本特別会計はこれ
を廃止せられたいとの陳情。

(陳第六百二二号) 昭和二十二年十一
月十三日受理
北海道留萌支廳管内の旧御料林拂下げ
に關する陳情
北海道増毛郡増毛町長 東尾 淡
邊外五名

留萌支廳管内住民は漁獲をもつて生
計を樹て今日に及んでゐるが現在漁獲
高少なく農耕に頼る外ないが背後に天
塩山脈を背負い耕地面積極めて小さい
ために生活不安定で困難を來たしてい
るからさきに國有になつた御料林を關
係町村に拂下げられたいとの陳情。

第十六部 財政及び金融委員会會議第四十二号 昭和二十二年十一月二十八日【参照】

三

昭和二十三年四月七日印刷

昭和二十三年四月八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局